

●アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案
＜予算関連法律案＞ 内閣官房アイヌ総合政策室(担当大臣:石井国務大臣)

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める
必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話（アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。）
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。
※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味
- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間(ウポポイ)



法案の概要

○目的規定 >「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針(政府策定)

アイヌ施策を推進するための計画(市町村作成)

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

法律の特例措置等

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置(国土交通大臣等)

- > 民族共生象徴空間の管理の委託
- > 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

○アイヌ政策推進本部

> 関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置

【目標・効果】アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現《KPI》・アイヌが先住民族であることの認知度の向上：77.3%(2018年度) ⇒ 90%以上(2024年度)
・民族共生象徴空間の年間来場者数100万人の達成(2020年度)

新たなアイヌ政策の考え方

アイヌ政策に関する主な経緯

平成 9年 アイヌ文化振興法制定(北海道旧土人保護法(明治32年制定)廃止)

平成19年 9月「先住民族の権利に関する国連宣言」 ※法的拘束力なし

平成20年 6月 衆参両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択

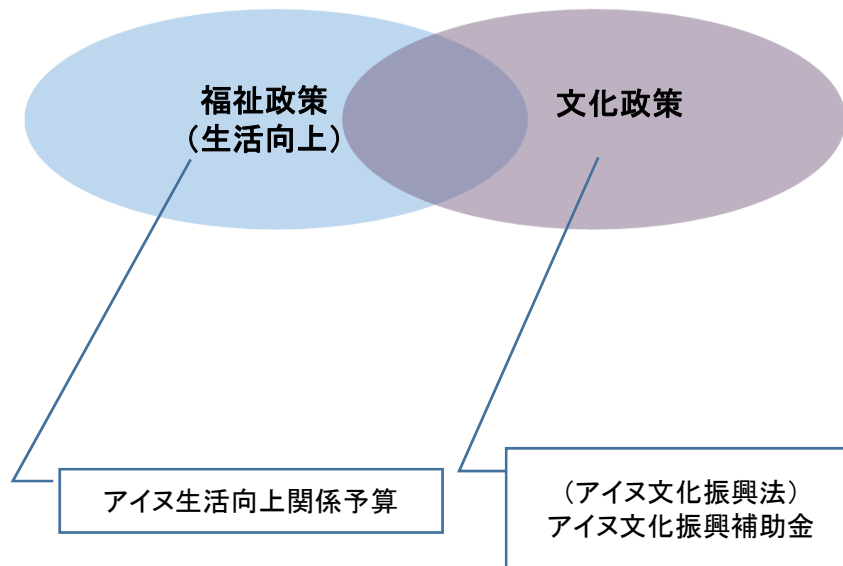
同日 町村内閣官房長官談話(「アイヌの人々が先住民族であるとの認識」及び「有識者懇談会の設置」)

平成21年 7月「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が アイヌ文化復興のための「象徴空間の整備」を提言

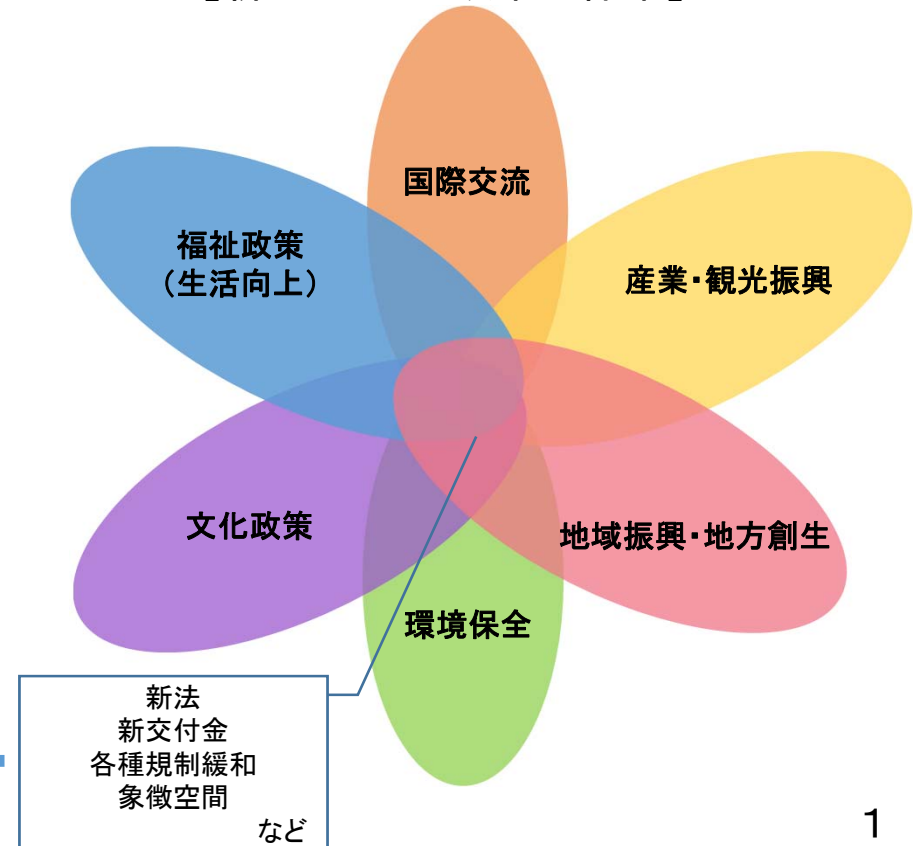
※法制定についての検討も求める

平成26年 6月「象徴空間の整備・管理運営に関する基本方針」を閣議決定

【現行の政策体系】



【新たなアイヌ政策の体系】



新交付金制度の概要

- アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進
- 従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援のための交付金制度を創設
- 市町村が計画を国に申請し、国が認定、認定を受けた計画に基づく事業に対して交付金を交付
- 交付率8/10、市町村の負担部分については地方財政措置あり
- 31年度政府予算案 10億円

<対象事業の例>

- ①アイヌの人々と地域住民交流の場の整備（多機能型交流施設の整備）



- ②アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援



- ③伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援



- ④アイヌ文化のブランド化推進（デザイナーとのコラボ）



- ⑤アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施



- ⑥アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営



アイヌの人々の課題解決のための規制緩和等の概要

アイヌの方々から伺った課題の解決に向けて、以下のとおり規制緩和等を行う。

- 国有林野における林産物の採取に関する特例



イナウ(木製の祭具)の材料となるヤナギの採取



イナウを立てた祭壇

- アイヌの伝統的儀式・漁法の伝承等のためのサケの採捕への配慮



伝統的漁法による河川でのサケの採捕



伝統的漁法によるサケ漁の体験交流事業

- 地域団体商標の商標登録出願手数料の軽減



二風谷イタ(盆)



平取アットウシ(樹皮の反物)

民族共生象徴空間の整備について

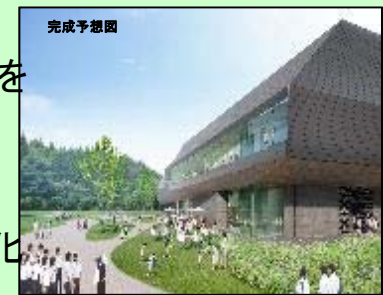
- 民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ(※))は、アイヌの文化復興等に関するナショナルセンター
- 北海道白老町に2020年4月オープン
- 年間来場者100万人を政府目標とし、現在、国内外に向けたプロモーション活動を実施

※アイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」という意味
 一般投票(投票総数、全国47都道府県
 10,641票)により決定

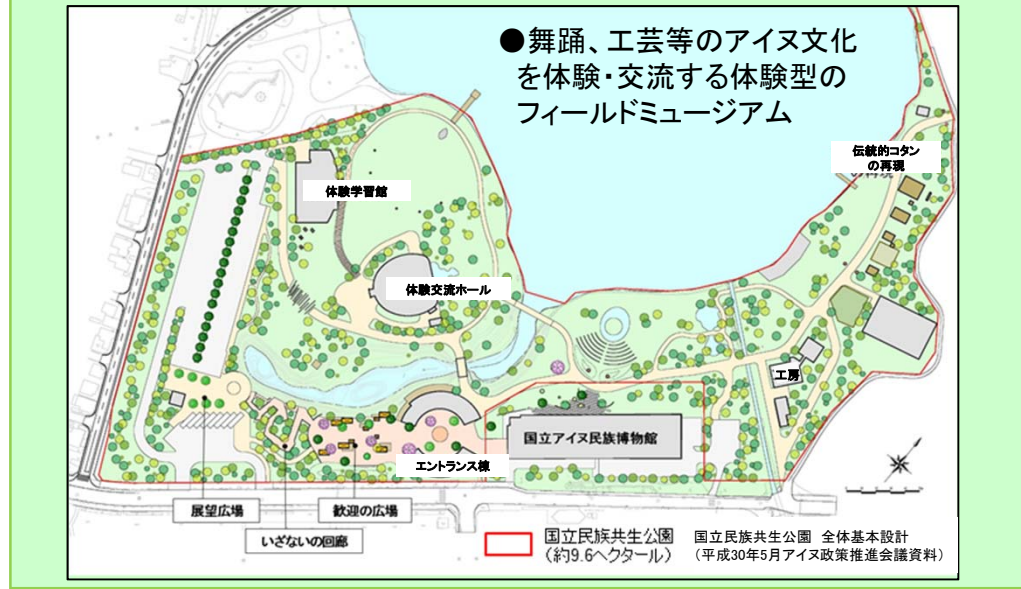


国立アイヌ民族博物館

- アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する展示・研究拠点
- 国内外の多様な人々に向けたアイヌの歴史・文化等の発信拠点



国立民族共生公園



慰霊施設

- ポロト湖の東側の太平洋を望む高台に慰霊施設を整備

